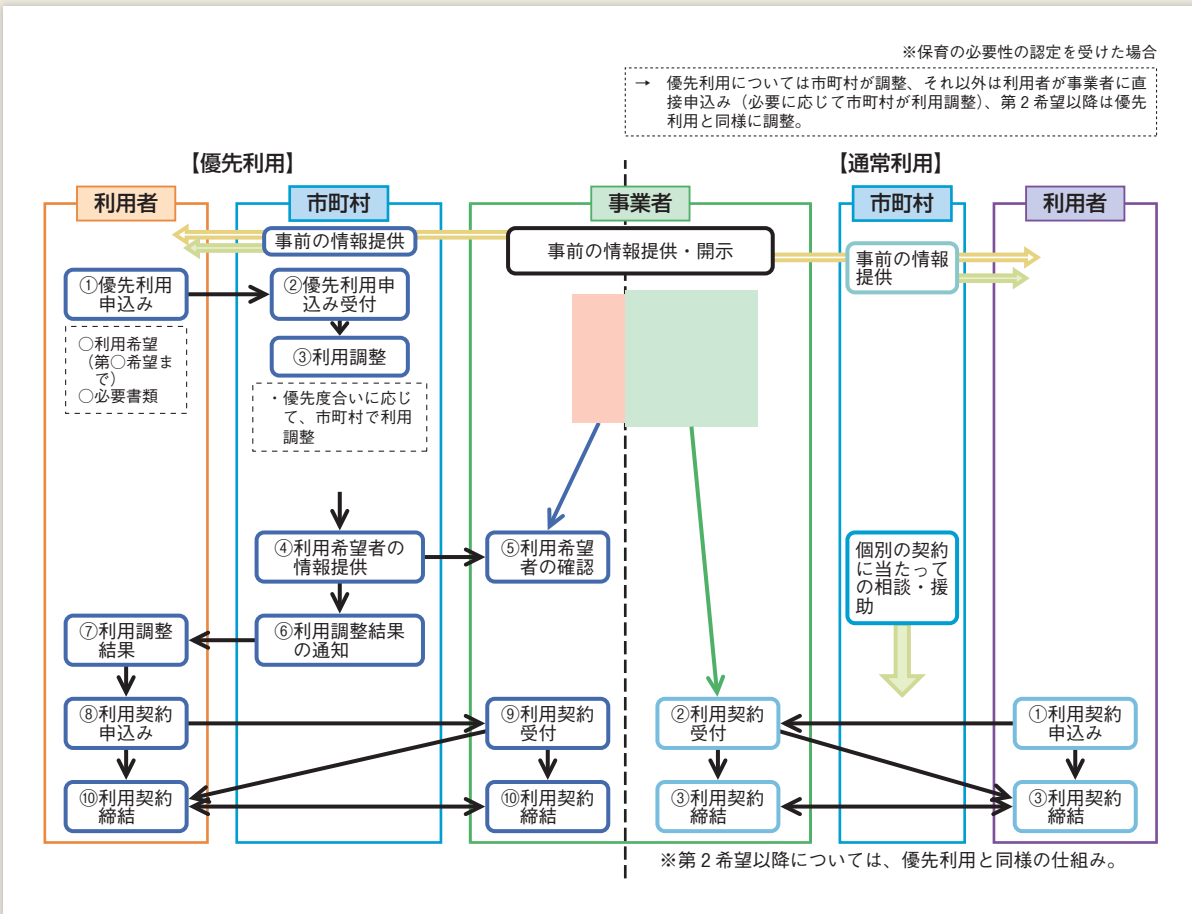


第1-16図 市町村の関与の具体的仕組み



出典：内閣府資料

## 4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②一時預かり
- ③乳児家庭全戸訪問事業
- ④養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦延長保育事業

- ⑧病児・病後児保育事業
- ⑨放課後児童クラブ
- ⑩妊婦健診
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業（仮称）
- ⑫多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業（例：特別支援教育に関する支援等）

地域子ども・子育て支援事業について、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施することとする。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画で需要の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載し、提供体制を計画的に確保することとする。また、事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は

一律の基準を設定する。

すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要であり、特に、地域子育て支援拠点事業については、地域の子育て資源に精通した「子育て支援コーディネーター」（仮称）を配置するなどにより、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用支援の役割を果たすものとする。

また、放課後児童クラブについては、小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。

さらに、妊婦健診については、国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について、乳幼児健診の取扱いや現行の事業実態を踏まえ、法令上の基準を新たに母子保健法体系に示すこととする。

## 5 社会的養護・障害児に対する支援について

市町村が実施する新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。そのため、相互の連携について市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に位置づける。

市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を市町村子ども・子育て支援事業計画に明記することとする。また市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを設け

る。

さらに、虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととする。

## 6 子ども・子育て会議の設置

新システムにおける給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとし、効果的かつ効率的に運用するため、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）、有識者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置することとする。

また、地方公共団体においても同様の事務を所掌する合議体が設置できることとする。

## 7 新システムにおける費用負担等について

### 1) 費用負担について

社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体により必要な費用を負担するとの考え方に立ち、国及び地方の負担、事業主からの拠出を求めることとする。

利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めることとする。

### 2) 恒久財源の確保について

潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。また、これと併せて、職員配置の充実など必要な事項については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含

め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

このための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて1兆円超と見込まれる。

この財源については、税制抜本改革によって0.7兆円程度、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討することとされている。

## 8

### 国の所管及び組織体制について

子ども・子育て支援法案における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。

総合こども園は、子ども・子育て支援法案を所管することとなる内閣府で所管するが、総合こども園は学校及び児童福祉施設としての性格を併せ持つため、その限りにおいて文部科学省、厚生労働省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。

また、省庁再編の際に実現を目指す子ども

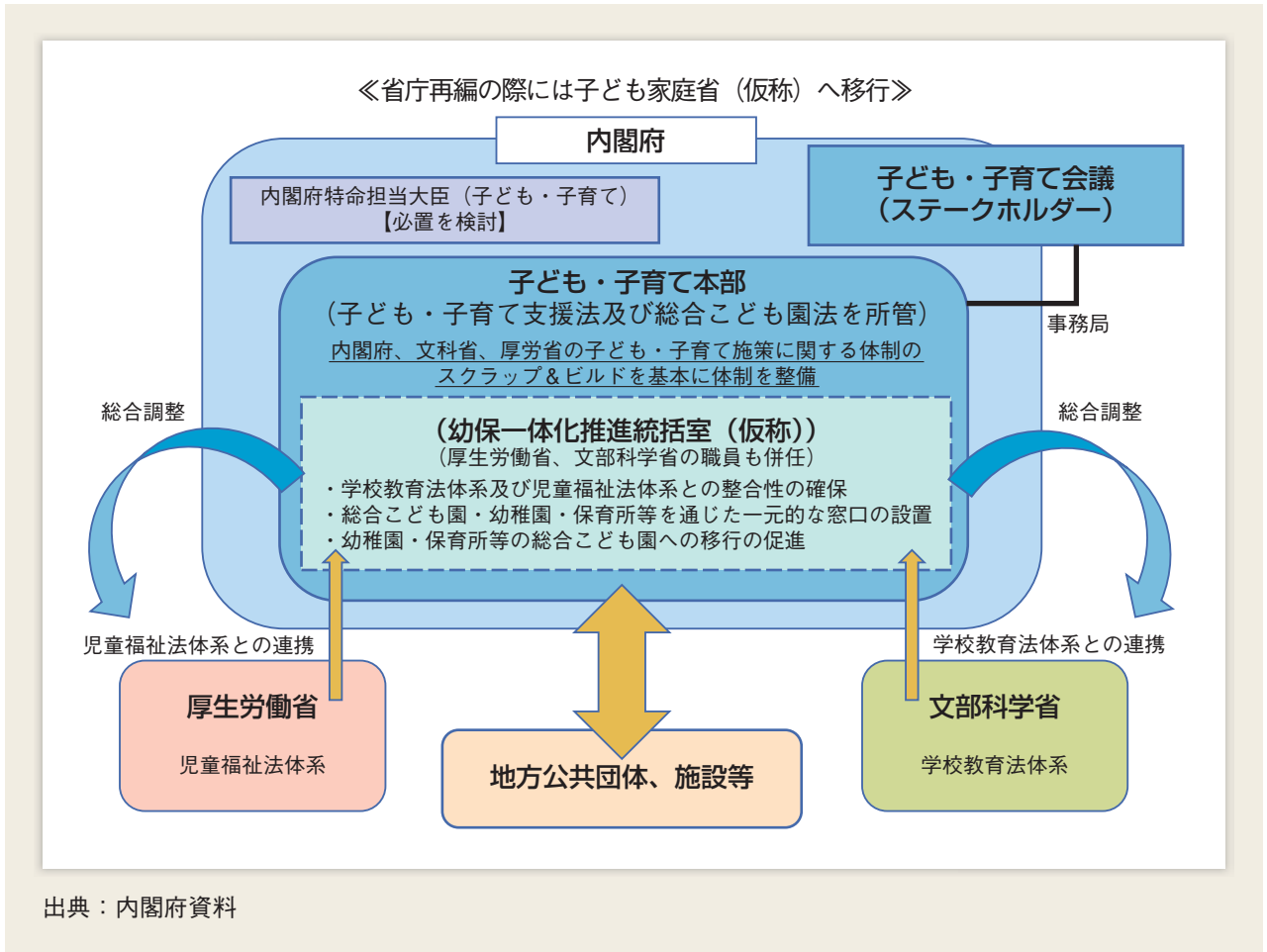
家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法案及び総合こども園法案における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するため「子ども・子育て本部」を設置し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせる。

## 9

### 新システムの施行について

新システムは、恒久財源を得て本格実施を行うこととしており、具体的な施行期日については、新システムに関する法案と同日に閣議決定され国会に提出された税制抜本改革に関する法案による消費税の引き上げの時期等を踏まえ政令で定めることとしている。また法案成立後、2013（平成25）年度を目途に、子ども・子育て会議や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧な意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

第1-1-17図 内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制(イメージ)



### (参考)「子ども・子育て新システム」の検討経緯

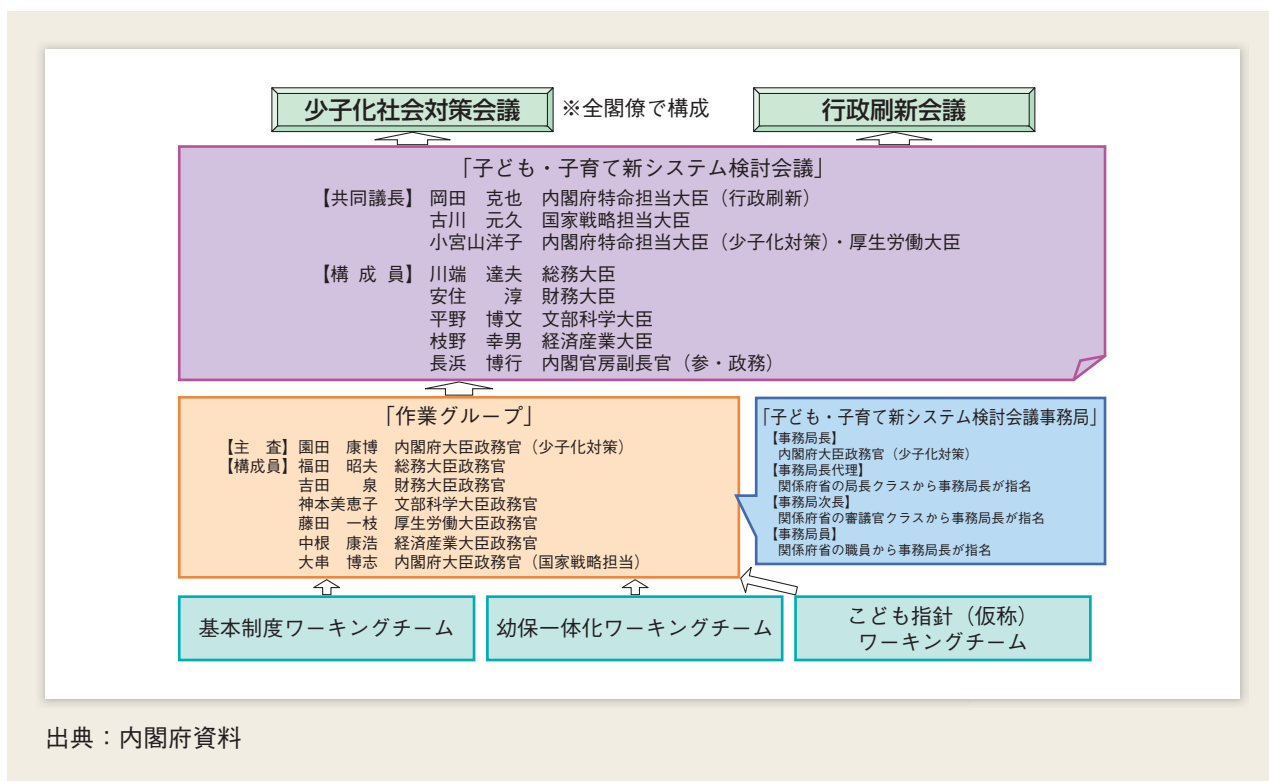
子どもと子育てを応援する社会を築いていくことが求められる中で、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(2009(平成21)年12月8日閣議決定)において、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることとした。また、「新成長戦略」(2009年12月30日閣議決定)において、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消を図ることとした。さらに、「子ども・子育てビジョン」においても、保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、社会全体で費用を負担する仕組みにより財源確保を図りながら、検討することとした。

これを受け、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討を行うため、2010(平成22)年1月に、「子ども・子育て新システム検討会議」と「作業グループ」を開催することを決定し、同年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議等に報告することとした。

この「作業グループ」において行った、有識者、保育関係団体、幼稚園関係団体、NPO等の保育に関わる民間事業者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、保護者団体からのヒアリングを踏まえ、「子ども・子育て新システム検討会議」では、2010年4月に「子ども・子育て新システムの基本的方向」を取りまとめ、さらに議論を重ね、同年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(以下「基本制度案要綱」という。)を少子化社会対策会議において決定した。

基本制度案要綱では、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にす

第1-1-18図 子ども・子育て新システム検討会議体制図(※平成24年4月23日現在)





る社会、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会を実現することを目的として掲げている。そして、社会全体による子ども・子育て支援、利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とした、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスの提供、基礎自治体（市町村）中心を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現と、政府の推進体制の一元化といった方針の下に、制度を構築することとした。

この基本制度案要綱に基づき、2010年9月より「子ども・子育て新システム検討会議」の「作業グループ」の下で、有識者、保育・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参集を得て、「基本制度ワーキングチーム」、「幼保一体化ワーキングチーム」、「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の3つのワーキングチームを開催し、制度の具体的内容について議論を進めることとした。

「基本制度ワーキングチーム」は、子ども・子育て新システムの制度全体について検討を行うものであり、新システムに位置づける給付・事業、費用負担の在り方、子ども・子育て会議の設置等について議論を行った。

「幼保一体化ワーキングチーム」は、幼保一体化の具体的内容や進め方について検討を行うものであり、幼保一体化の目的、総合こども園の具体的制度設計等について議論を行い、2011（平成23）年5月までに9回開催された。

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」は、こども指針（仮称）の在り方や位置づけについて検討を行うものであり、こども指針（仮称）は、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示すものとし、国が策定する「基本指針」の中に位置づけることや、こども指針（仮称）を踏まえ、こども園に指定された施設等が遵守すべき要

領を法的拘束力をもつものとして策定すること等について議論を行い、2011年6月までに6回開催された。

幼保一体化ワーキングチーム、こども指針（仮称）ワーキングチームにおける議論は基本制度ワーキングチームに報告され、2011年7月に同ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）がまとめられた。

中間とりまとめでは、それまでの議論の到達点として、新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について中間的に議論がとりまとめられた。一方で、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方等については残された検討課題とされ、それらについては、できる限り速やかに検討を再開することとされた。

中間とりまとめを受け、2011年7月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定し、新システムについて、「実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧な協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とこととした。

2011年10月からは、基本制度ワーキングチームにおける検討を再開し、残された検討

課題について議論を進め、2010年9月の議論の開始から20回の開催を経て、2012（平成24）年2月にワーキングチームの検討による新システムの具体的制度設計として「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」が公表された。

基本制度ワーキングチームでの「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」に基づき、2012年3月に少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」（以下「法案骨子」という。）を定めた。

政府では、法案骨子に基づき、「子ども・

子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の三法案の作成作業を進め、2012年3月に、税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。

子ども・子育て新システムに関する資料等については内閣府ホームページ参照

子ども・子育て新システム検討会議等に関する資料

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/index.html>

子ども・子育て新システムに関する法律案等  
<http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html>